

# 高知くらしの護身術

38

## 親の残した借金

### 相続放棄という手段も

(2006年12月20日掲載原稿)

亡くなった母の借金。先日母が亡くなり、後かたづけをしていたら借金の返済をせまる手紙が数通出てきた。

私が支払わなくてはならないのでしょうか。というようなご相談がありました。

家族が死亡した場合に相続が発生します。遺言書が無い場合は民法で「誰が相続人になるか」や「相続する割合」が定められています。配偶者がいる場合は常に相続人になりますが、それ以外の方は亡くなった人との続柄で順位が決まります。

死亡した家族に借金があり、財産を処分しても不足する場合に相続放棄をすることが出来ます。

相続を放棄することによって、財産も取得出来ない代わりに債務も負担しなくて良いことになり、家族の借金を支払う必要はありません。

相続放棄手続きは、家族が死亡したことを知ったときから原則として3ヶ月以内に家庭裁判所に申し出る手続きをとります。また、亡くなった母親の借金の連帯保証人になっている場合は相続とは別に連帯保証人としての債務は引き続き残ります。また、消費者金融からの借り入れでも、死亡により生命保険で支払われ債務が無くなる場合もあります。

家族の死亡という不幸のあとすぐに、冷静にこのような判断をすることは難しいかもしれませんが、3ヶ月の間に十分調査をして法律相談を受けられことをお勧めします。